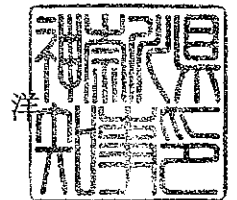


横須賀パワーステーション建設事業に 係る環境影響評価方法書に対する意見

株式会社トーメンパワー横須賀代表取締役 中村 成人 から送付された横須賀パワーステーション建設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく神奈川県知事の意見等は、別紙のとおりです。

平成13年6月11日

神奈川県知事 岡崎



横須賀パワーステーション建設事業（以下「本件事業」という。）は、株式会社トーメンパワー横須賀が、横須賀市浦郷町5丁目2931番地70ほかの約15,700平方メートルの敷地に、灯油を燃料とした出力239,700キロワットの火力発電所を建設、運転するものである。

実施区域は、横須賀市北部に位置する東京湾に面した埋立地であり、都市計画法に基づく工業専用地域に指定されている。実施区域の周辺には企業の工場等が立地し、北西側近傍には横須賀市の公共緑地である貝山緑地があり、また、西側約700メートルから1キロメートル先には住宅地が位置している。

本件事業は、住宅地等市街化された地域から多少離れているものの、火力発電所を建設、運転することから、特に大気汚染、低周波空気振動による生活環境への影響が、また、燃料輸送のための浚渫工事等も検討していることから、海域に生息する動物、植物への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業に係る環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書の作成にあたっては、これらの内容を十分踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 環境影響評価の項目の選定について

(1) 大気質

発電用燃料を海上輸送する場合は、輸送計画を明らかにしたうえで、大気質の環境要素の区分に関する項目の選定を検討し、船舶ばい煙による大気質への影響について調査、予測を実施すること。

(2) 動物、植物

浚渫工事による「海域に生息する動物」及び「海域に生育する植物」への影響については、影響要因の区分として「地形改変及び施設の存在」だけを選定し、調査、予測を行うとしているが、動物、植物への影響は、工事中において最大となることが想定されるため、「建設機械の稼働」についても選定し、調査、予測を実施すること。

2 調査、予測の手法について

(1) 大気質

地形影響は、横浜市側の円海山等の丘陵地についても考慮し、調査、予測を実施すること。

(2) 低周波空気振動

低周波空気振動の調査地点は、敷地境界の他に最寄りの民家等が位置する2地点を設定しているが、現況の騒音レベルの低い地点、例えば社寺周辺等の場所を設定すること。

また、現地調査は、音圧レベルだけでなく、主要な周波数成分についても調査すること。

(3) 景観

ア 景観の眺望点については、必要に応じて適宜追加するとしているが、横浜市金沢区内の「人と自然との触れ合いの活動の場」である野島公園等からの眺望を追加すること。

また、海からの眺望についても、プレジャーボート等の海面利用を考慮し、検討すること。

イ 予測対象時期は、施設の完成後とし、緑化樹木の生育を考慮するとしているが、冷却塔からの白煙の発生状況を踏まえた季節、時期を設定し、調査、予測を実施すること。

3 その他

ばい煙に関する監視体制等の内容

施設の稼働後は、実施区域の近傍に一般住民の立ち入る貝山緑地が位置することを勘案し、施設の運転管理を適切に行うとともに、大気汚染物質等の常時監視体制を確立し、その内容を具体的に明らかにすること。

付記

安全

異常が発生した場合の連絡体制の整備等、非常時の対応策についても明らかにすること。